

令和5年第4回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和5年9月27日（水曜日）

議事日程（第6号）

令和5年9月27日（水）午後1時30分開議

第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第94号から議案第97号まで、議案第99号、議案第108号、議案第109号、議案第125号、議案第126号、請願第3号、請願第4号、陳情第9号、陳情第14号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第100号から議案第105号まで、議案第110号、陳情第12号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第98号、議案第106号、議案第107号、陳情第15号

第2 発議案第6号

第3 発議案第7号

第4 発議案第8号

第5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
8番	室岡啓史君	9番	広瀬大海君
10番	上杉育子君	11番	稲辺茂樹君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	坂下善英君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	佐藤孝君
20番	駒形信雄君	21番	近藤和義君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 渡辺竜五君 副市長 伊貝秀一君

教 育 長	香	遠	正	浩	君	総 務 部 長	中	川	宏	君
企 画 部 長	石	田	友	紀	君	財 務 部 長	平	山	栄	祐
市 民 生 活 長	金	子		聡	君	社 会 福 祉 長	吉	川		明
地 域 振 興 長	祝		雅	之	君	農 林 水 産 長	本	間	賢	一 郎
観 光 振 興 長	岩	崎	洋	昭	君	教 育 次 長	鈴	木	健	一 郎
教 育 次 長 (兼 教 育 長 育 総 務 課 長)	磯	部	伸	浩	君	消 防 長	中	野	照	之
上 下 水 道 長	森	川	浩	行	君	両 管 津 病 院 長	倉	内		学

事務局職員出席者

事 務 局 長	中	川	雅	史	君	事 務 局 次 長	齋	藤	壮	一	君
議 事 調 査 係	数	馬	慎	司	君	議 事 調 査 係	余	湖	巳	和	寿

午後 1時30分 開議

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第94号から議案第97号まで、議案第99号、議案第108号、議案第109号、議案第125号、議案第126号、請願第3号、請願第4号、陳情第9号、陳情第14号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第100号から議案第105号まで、議案第110号、陳情第12号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第98号、議案第106号、議案第107号、陳情第15号

○議長（近藤和義君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、山本卓君。

〔総務文教常任委員長 山本 卓君登壇〕

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第94号 佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、脱炭素社会の実現に向けて、市内における電気自動車等用急速充電器の設置を促進し、その適正な管理と使用料を定めるため、佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、当委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。急速充電器利用料金の支払いについては、窓口での現金納付との説明があったが、公金の取扱いについては厳重に管理されたい。今後のEVの急速充電器の島内整備について説明があったが、観光客の利便性や費用対効果を考慮し、将来計画と方向性を持って進めるべきである。

議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年4月から南佐渡中学校と赤泊中学校を統合するため、佐渡市学校設置条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、当委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。学校統合に当たり、スクールバスの運行管理等の詳細については、今後部会で協議していくと説明があったが、生徒が安心、安全に登校できる体制を整備すべきであり、協議結果については随時当委員会へ報告すること。

議案第96号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を

改正する省令の公布に伴い、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。主な内容は、近年一般家庭でも普及が進む蓄電池設備について、その設備に係る安全基準値の合理化、適正化を図るとともに、固体燃料としての木炭を使用する業務用炭火焼き器における火災予防上の安全な距離の基準の見直しを行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第97号 佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の変更について。本案は、令和3年議案第135号で議決を経て締結した佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約について、契約金額を変更する契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ7億2,511万2,000円を追加するものであります。主な内容は、国の物価高克服に向けた追加策に伴う事業の経費のほか、自治体SDGsモデル事業に要する経費や令和5年7月下旬からの干ばつによる災害復旧事業に要する経費、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動に伴う人件費について予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、当委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、ゼロカーボンアイランド推進事業について。当該事業の補助対象については、地方創生臨時交付金を活用するため、4月1日に遡及適用できると説明があったが、今後同様の事業については公平性を担保すること。

2、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、自治体SDGsモデル事業について。SDGsの推進は、佐渡市民全体の理解を踏まえ、協働して進めるべきである。

議案第108号 佐和田中学校大規模改修（建築）工事請負契約の締結について。本案は、佐和田中学校大規模改修（建築）工事請負契約について、8月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をしました。

議案第109号 旧真野体育館解体工事請負契約の締結について。本案は、旧真野体育館解体工事請負契約について、8月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第125号 佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。本案は、本市の条例及び規則に基づく申請、届出など、市役所の窓口で行ってきた行政手続等について、オンラインによる手続を可能にするため、佐渡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1億1,970万円を追加するものであります。主な内容は、路線バスの自動運転実用化に向け、EVによる自動運転の実証調査等を行う費用について計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願。本請願は、2020年度から国の就学支援金制度により、年収590万円未満の世帯に対する私立高等学校へ通う高校生への支援拡充が図られてきたものの、施設整備や入学金は負担と

して残り、同じ高校生でも公私校間に格差が存在していること及び私立高等学校に対する経常経費の助成が不十分であり、公立高等学校に比べて専任教師の割合が少ないことから、専任教員を増やし、子供たちに行き届いた教育が行えるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書を関係機関に対し、提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願。本請願は、解決すべき課題が山積する学校現場において、子供たちの豊かな学びの保障や学校の働き方改革実現のため、加配教員の増員や少数職種の配置増、中学校での35人学級の早期実現及び義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することなどを求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第9号 佐渡市立図書館ビジョン、新さわた図書館コンセプト案を生かし市民の意見を十分に取り入れたさわた図書館基本構想を求める陳情。本陳情は、佐渡市議会移転後のさわた図書館の整備について、佐渡市図書館ビジョン並びにコンセプト案を生かした基本構想とするよう市へ要請する決議を求めるとともに、市民、図書館関係団体の意見や要望を聞くための意見交換会の開催や昨年度の教育委員会等の記録の開示など、新しいさわた図書館が子供と大人のための図書館としての拡充と充実を目指したものとなるよう市へ要請することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第14号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任についての陳情。本陳情は、陳情者に対し、浄化槽維持管理業者からの契約解除通知が来ないことの調査及び当該管理委託業務に関する佐渡市三役の責任の追及を求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それでは、議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

委員会の意見として、学校統合に当たりスクールバスの運行管理等の詳細については、今後部会で協議していくとの説明があったが、生徒が安心、安全に登校できる体制を整備すべきであり、協議結果については随時当委員会へ報告することというふうに意見がつけられております。そこで伺いますが、委員会審査の中でスクールバスの運行管理についてはどのような説明があったのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、採決の結果ですが、賛成多数で原案どおり可決すべきというふうになっております。賛成多数ということは、反対された方がいらっしゃるということですが、反対された委員の方々からの主な意見といいますか、主張はどういうことであったのか、説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任委員長、山本卓君。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） では、金田議員の質疑にお答えをいたします。

スクールバスの運行管理についてでございますが、学校統合におけるスクールバスの運行管理については、当委員会において審査の中心になったところであります。執行部の説明では、スクールバスの運行管理など細かい事柄については、条例が議決された後、部会の中で協議をして決定していくということでありました。また、統合によりスクールバスは2台増えて6台から8台になる予定という説明があったところです。当委員会といたしましては、統合後の子供の安心、安全な登校が最優先でありますので、統合まで十分に協議がなされ、協議結果を委員会へ報告するように意見を付したところであります。

反対委員の主張についてですが、賛成に慎重な委員からは、スクールバスの運行管理体制などが決まっていない段階の中で賛成すべきではないのではないかという御意見がありました。また、統合までまだ1年半の期間がある中で、条例改正を先にするのではなく、スクールバスの件などもっと内容が決まってからでもよいのではないかという意見もありました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） それでは、反対討論を行います。

今ほどの質疑にもありましたように、何で反対するのかということです。しっかり説明責任も果たさなければならぬので、先ほど委員長が答弁したようなのが主な内容なのですが、正確に述べておきたいというふうに思います。

まず、第1に学校統合するのは、保護者や父兄でおおむね合意ができていくというのが教育委員会の説明でありますので、学校統合をどうするかというのは保護者、子供たちが決めるものだ。ですから、学校統合そのものに反対するものではございません。今後10年間にわたって小中19校のうち10校減の素案が出されているわけです。この期になって初めての学校統廃合の廃止条例ですから、ここは慎重であるべきであるし、きちんとした手続でやるべきだというのが私の考えであります。

お分かりになっているかどうか分かりませんが、学校統廃合は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の職務権限として第23条第1項のトップに上げられております。教育委員会の職務権限とはいうものの、必ず予算を伴いますから、市長部局、市長と相談をした上で今回は提案をされてきているものなのです。ほかの公共施設もそうですが、最終的に学校を廃止する云々というときには議会議決、議会というもう一つのハードルがあるわけでございます。ですから、ここをどういうふうにもきちんと整理するかというのが現佐渡市の中では整理がされていないかなというふうに思います。ネットを引っ張っても出てきますが、公共施設等における手引というのが佐渡市独自のものがあります。その中でもどういうふうにしてやるべきかというのも書かれていますし、市民参加条例みたいな感じで、どういうふうにも市民と行政がやるか、そういうのを持っているところでも明確に定められています。先ほど委員長答弁がありましたように、スクールバスを出すとは言っているのだけれども、まだ通学方法がどうなるのか、業

務委託になるのか、業務委託はできるのか、運転手が今いないといいますから、運転手がいるのかどうかまだ分からない。どんなふう子供たちを乗せていくのかというのもまだ明確に分かっていない。私は、明確に言いましたが、私のところも統廃合でかなり強引にやられた経験がございます。そのときにやっぱり通学方法をこうしてほしいという、決まってしまうからでは遅いというのが1つであります。今ほど言いましたように、1つは今後統廃合が進む中での初めての議決ということですから、本来慎重にあるべきだということです。しかも、委員長の答弁にあります、部会等で今後いろいろなことを、通学方法とかを決めていくという、それ決まってしまうからでも全然遅くない。私は、委員会の中で、12月まで継続審査にしたらどうだと、保護者との話し合いが進むまで、やっぱりそういう中身で反対をしたというものであります。

ちなみに、佐渡市の再編統合計画の第1の中では、通学路の安全、また学童保育、放課後児童のことに ついて触れておりますし、平成27年の文部科学省の手引の中でも、以前のような強引なやり方はやめろ、そして事例でも述べていますが、学校統合により生じる課題への対応ということで、スクールバスの問題、通学路の問題、児童生徒の環境への対応、地域との関係の希薄化を防ぐ方法、このようなものが4つ明確に掲げられています。南部も広うございます。地域性も大分違う地域でございます。そういう意味で言うと、こういったことをきちんと話し合っ て合意をして、安心して子供たちが学校に通うことができるようにすべきであろうというものでございます。

最後に、公共施設の統廃合というのは極めて重要なもので、議会の議決の中でも大きなものでございます。公の施設にしてみたり、ふっと気がつく普通財産にしてみたり、また戻してみたり、この佐渡市になってからもありますが、そういったものではない。住民の暮らし、生活を支える重要な施設である。そういう意味では慎重に慎重を期すべきであろうというのが反対の理由でございます。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（近藤和義君） 次に、金田淳一君の賛成討論を許します。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君） 議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

この条例改正案は、令和7年4月から赤泊中学校と南佐渡中学校を統合し、羽茂、小木、赤泊の3地区の生徒たちから成る南佐渡中学校をスタートしようとするものであります。先ほどの反対討論の中で、統合に反対するものではないという驚きの発言がありました。反対というのは、この条例を認めないということであります。一体どういう意味なのでしょう。私は、意味が分かりません。先ほどの反対討論では、通学方法がどうだ、こうだとか、統合の決定が半年前でいいのだとか、いろいろなことを言っていました。私は最優先で考えなければならないのは生徒たちの教育環境の充実であるというふうと考えております。

先日私の地元の赤泊中学校の体育祭を拝見いたしました。現在の生徒数は29名となってしまいました。生徒たちや保護者及び職員の皆様は、暑い中、元気に取り組んでおられましたが、広いグラウンドに比べて参加人数が少ないことに寂しさを覚えたのは私だけではないというふうに思います。13歳から15歳とい

う多感で成長の著しい中学生時代において、特に生徒相互の交流とか競い合い及び多くの仲間たちと行動を共にすることで学び取れることが数多く存在すると言われていています。残念ながら人間は1人では生きてはいけません。成長過程の中で幅広い人格を形成するためには、多集団での行動は貴重な経験であり、欠かすことができません。自分と仲間との違いを認識し、グループや集団での学習や体験は将来社会を生き抜くための大事な要素であると私は考えます。そして、少人数クラスでの活動に限界を感じ、中学生時代での成長について心配している保護者たちの多くが声を上げ、今回の統合の流れにつながっていると私は感じております。通学方法を定めるより、早く統合を決めてくれというのが地元の保護者の意見でありました。

今回の統合が実現すれば、南佐渡中学校は全ての学年が2クラス編制となり、生徒たちのクラス替えが可能となります。思春期で複雑な人間関係にある生徒たちにとっては、大きなメリットとなることに間違いありません。加えて、生徒数の多い学校には専門の教員が確実に配置されることから、授業やその他活動に向けても教育効果が確実に向上することは言うに及ばずであります。佐渡は、教育の島と呼ばれてきました。離島でありながらも著名で優秀な人材を輩出し続けてきました。しかしながら、最近それは過去のこととなってしまったような気がしてなりません。激動する社会情勢の中で私たちのふるさとであるこの島の将来を担うべき生徒たちにふさわしい教育環境を提供し、そしてそれぞれが高い理想を築いていくことを進めるのが議員としての私たちの使命であると考えます。スクールバスの通学方法や様々な課題は、これから協議会や専門部会で真剣に議論、調整が継続されます。その経過を我々は注視し、意見を述べればよいと思います。それが整わないから反対するというこの意味が、先ほども申し上げましたが、分かりません。当事者、関係者である学校再編統合協議会がまとめ上げ、令和7年4月の統合を決定し、その後の合同の再編統合協議会で決定したものが否決されれば、今後の統合準備が進まなくなります。再編統合協議会においては、保育園、小中学校の保護者及び地域の方々が長い時間をかけて何回も真剣に議論をし、まとめ上げたものを台なしにしているのでしょうか。そして、ここまで準備して否決されれば、執行部は再び提案できないかもしれません。地域の反発は相当なものでしょう。それでよいのですか。反対された方々は、そこまでの覚悟があったのでしょうか。

最後に申し上げます。率直に言って、学校がなくなることの喪失感や寂しさを地元の皆さんは感じておられます。しかし、羽茂、小木、赤泊の3校統合計画時における協議において、10年後は再統合という、ある意味共通認識の下で今まで進んできたことも事実であります。何年に統合するのかについて、協議に時間を要しましたが、地元の方々からの統合反対の声は、私は聞いておりません。地域は、統合に理解を示しています。地域の衰退を学校がなくなったことを理由にして嘆くのではなく、地域の皆さんが協力をして盛り上げる地域づくりを進めることが大事なことであり、私は思います。

以上のことから私は本条例改正案に賛成をいたします。賢明な議員各位の御賛同を切にお願いし、賛成討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより議案第95号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第95号は原案のとおり可決されました。静粛に願います。

議案第97号 佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の変更について、委員長質疑に入ります。

山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番（山本健二君） 一番最初に、追加金額が1億8,397万9,400円となっております。そのうちの大きいのが3つ、インフレスライド、それから内外装工事、矢板工事、矢板工事のところ、設計時には地質調査の結果を基に矢板工法を行う計画としていたが、工事発注後に行った試験掘りの際に、県道、市道、水路付近の地盤が事前調査では判断できない部分が確認できたため、湧水、砂層厚等、当初計画の矢板工法を振動の少ない圧入工法に変更したことによる増工と、こうなっておるのですが、これで1億8,000万円も余計に負担するということは、以前説明しておいた市民負担金額、これが増えるかと自分は思いまして、幾らぐらい増えるのか、そういう審査というのか、質疑というのがあったか教えてください。

○議長（近藤和義君） 質疑3つありますよね。どうぞ。

○2番（山本健二君） すみません。

次に、防災庁舎内利用の内容というので、議事堂とか、そういうところに高齢者の方を何人か入れるというか、そういうお話があったような、ないような、そういうのはどうなったのかと思っております。

それから、新潟交通のバスを乗り入れするのかどうかというようなところを審査しておるか教えてください。

以上です。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任委員長、山本卓君。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） では、山本議員の質疑にお答えをさせていただきます。

工事変更に伴う市民負担増の額については、執行部から説明はいただいております。新庁舎建設の財源というのは、合併特例債が財源でありますので、計算上では7割が交付税で措置され、また3割が市民負担になるのではないかとこのように私は考えております。

それで、2番、防災庁舎としての利用内容、また本庁舎のバスの乗り入れについては、山本議員のお気持ちは分かりますが、今回はそういったことに対して議案の審査の中では審査しておりません。

以上です。

○議長（近藤和義君） 山本健二君。

○2番（山本健二君） しておらないというので、あれなのですが、聞きたいのですけれども、その増額のところでユニット・その他工事、これサーバー室移転に伴う内装仕様の変更、これの内訳というのがどういふものなのか、審査しておるようだったら教えてください。

○議長（近藤和義君） 山本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） その件に関しましては、審査はしておりません。

以上です。

○議長（近藤和義君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第97号 佐渡市防災拠点庁舎建設（建築）工事請負契約の変更についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての委員長質疑に入ります。

山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番（山本健二君） SDGs事業についてお伺いしたいです。

出ておる事業実施場所、場所を何で_____選定理由にしたのか。（下線部分は325頁の発言取消しに基づき取消し）

それと、竹チップの舗装材料を佐渡市で負担して、それでその後売却するというお話を聞いたのですが、それでも、そこまでして何でやるのか。

それと発電。発電は、急速充電ではないのに何で通したのかというようなところ。

それで、最後は体育施設運営費についてお伺いしたいです。スポーツハウスのポンプが故障したので、営業を少し縮小しておるといのがありまして、それで2台にして、1台故障してももう一台あれば営業をずっと続けるようなことができるかどうか、そういうところを審査しておくか教えてください。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任委員長、山本卓君。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 1点目の事業実施場所の選定なのですが、旧西三川小学校グラウンド跡地が市の用地であるということが要因の一つでもあります。また、産、官、学が連携している場所、そして今回SDGsのモデル事業に適していると判断したものであると説明がありました。また、国仲から小木への観光コースの中間点に当たるという点も考慮したとのことでもあります。しかしながら、当委員会としては、事業所の選定に当たっては公平性、また透明性が必要ではないかと審査の中で指摘もしたところでもあります。

次に、竹チップの舗装に関してですが、市は900万円の費用負担を行うということではありますが、国の補助事業、地方創生支援事業費補助金を活用するということでありますので、太陽光発電を含めて2,150万円ですが、上限の2,000万円に対して国から2分の1補助があるということがございます。太陽光で発電された電気の送電に関しましては、近隣2事業者への事業利用及び停電時の電源供給スポットとして無料で送電されるということでもあります。

次に、スポーツハウスの問題ですが、今回の体育施設運営費に関しては、佐渡スポーツハウスの児童プール用の循環ろ過装置故障に伴う修繕であり、児童プールについては現在使用を休止しているという説明がありました。11月には復旧予定ということでもあります。また、山本議員の御質疑の中で2台整備して営

業に支障のないようにしてはどうかという御提案をいただきましたが、先般現地視察をしたときに職員のほうから、しっかりとメンテナンスをして営業していくということでありますので、費用対効果を考えるとそれで十分ではないかという結論に至っております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 山本健二君。

○2番（山本健二君） 竹チップのところを少し教えてください。竹チップをわざわざ両津でつくって、それで真野まで運ぶということになっておるのですが、真野にもチップというのだから、竹がいっぱいできておると思うのですが、なぜそういうことをするのかというようなところを聞いておるか。

それから、どちらが負担するのか、そういうのをちょっと教えていただきたいです。両津地内でやるなら、今度造る両津病院、そこにも駐車場があると思いますが、そこで利用するのか、そういうのも審査したのか、ちょっと教えてください。

○議長（近藤和義君） 山本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） いずれにしても、竹チップ舗装に関しては実証実験というふうに捉えていただければありがたいと思うのですが、900万円の費用負担ということで、この範囲の中で全てを行うということで、ほかの場所については一切審査しておりません。

以上です。

○議長（近藤和義君） 山本健二君、3回目です。

○2番（山本健二君） この辺りの方に停電のときに電気を配るといふか、使えるようにするといっても、僅か1キロワットアワーしか出さなくなってしまうと思うので。僅かな量なのですが、それで充電するのも普通車1台分やるとしばらく待っていなければならないというのをちょっと聞いておるのですが、この実証する効果というのか、そういうのはどのようにして審査したのか、その辺教えてください。

○議長（近藤和義君） 山本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 全体的に太陽光発電は3キロワットであります。近隣の利用者が停電になった際に事業が停止するという、そういったことを防ぐ意味で停電時には無料で電気を融通しましょうということでありまして、それは仮に1キロワットにしても蓄電池がありますので、電気は十分に賄えると思っております。また充電器に関しましても急速充電器ではありません。普通充電器ですから、そんなに電気を食うという感覚は持っておりません。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 賛成討論を行います。先ほどの討論者に言わせれば、それは賛成討論ではないだろうなんて言われそうですが、しっかりした賛成討論のつもりでやりたいというふうに思っております。

まず1つは、今も話がありましたが、SDGs、ゼロカーボンの関係でございまして。委員会審査では大変厳しいことを言いました。まず、最初に言うのはゼロカーボンアイランド推進事業、いわゆるエコジョ

ーズ、エコキュート、エコワン、エコフィール、エネファームとか、そういうものを買えば20万円の補助金が来る。しかも、先ほどの委員長報告にもありましたが、4月1日まで遡るといふことで、総務文教常任委員会の中では私だけでなく多くの委員がいろいろ厳しい意見も言ったところがございます。では、前回のやつは何件あったのだと聞いたら、抽せんではなかったものだから、あふれた人は何人だかよく分からない。電器屋に聞いたら、7件ぐらいあると。電器屋に聞けばやってほしいのは当たり前ですから、そんなのを言うのは当たり前だといふ、そういう厳しいことを言いましたが、やはりSDGsというのは本当に大切に、やはりこの異常気象とかを抑える意味でも国連挙げてやっているわけです。佐渡でもトキと暮らす里山、里海文化、ローカルSDGsをやっているわけですから、こういうことを思い直しまして、これは大いに推進すべきだろうといふふうに思いました。今回の予算は30台だそうですから、皆さん、今がチャンスです。これ以前に買った人、4月1日に買った人でも対象になります。大いに応募していただいて、30件を超えたらまた遡及してやればSDGsのゼロカーボンがどんどん広がるという、大変いい事業だといふことで私は賛成をしたのであります。さらに言いますと、真野地区や佐和田地区の水道のスケールがたまって困る方がいらっしゃいます。その方、安心してください。今硬水対策のエコキュートも出ておりますし、硬水対策、スケールがつかないエコジョーズも出ております。2分の1、20万円、今がチャンスです。何かテレビショッピングみたいになってしまいましたが、といふことで大いに賛成をしたいなといふふうに思います。

2つ目は、先ほどもありましたが、SDGsのモデル事業、これも西三川地区のものでございます。委員会の審査では、何でここなのだと、あの地区は島外から見ると非常にポテンシャルが高いのだそうです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○18番（中川直美君） だから、高いのかもしれませんが、ということです。私だけではないです。委員会の中で出たのも、選定方法の在り方はどうだったのだろうか、本当に公平、公正だったのかというような意見がついておりますが、本来のSDGsという視点で見たときに、もっともっと地域や市民と協働したような選定方法ややり方もあったのではないかというような議論も出たところがございます。私も厳しいことを言わせていただきましたが、反省をいたしました。あそこは、やはりポテンシャルが高いのです。そして、佐渡市が、先ほどありましたようにEVの充電器を置きますから、あの西三川地区の方々はあそこに行って充電すればいいということに私は後になって気づきまして、これは本当にいいことだなと思いました。そして、あそこの場所というのは国道よりも上ですから、道も新しくできていますけれども、事実上行き止まりなのです。あそこからこうやってぐっと行くと、世界遺産関係の笹川集落まで行けるのですが、実はあの道、あそこから向こうは4メートルない。幅が狭い道なので、ぜひそういうところでやってポテンシャルを上げていくべきだろうなといふことを強く申し上げたいといふふうに思います。

最後に、先ほどの質疑の中でもありましたが、旧西三川小学校のグラウンド、これも国土交通省の事業であって、川沿いには今もあるのだと思いますが、実は親水公園というものがある。SDGsらしいでしょう。川の向こうに、草ぼうぼうなのですが、ああいうところと一体として、昔で言うSDGsということで、グラウンドもできているところがございます。ただ、グラウンドについては令和10年3月まで、長期契約で貸借をしていると。あのグラウンドの竹チップを敷くところだけ買ってもらうみたいな話がありましたが、やはりこうなったらもう全部買ってもらうポテンシャルをさらに高くしていただきたい。こ

のことを強く述べて、かなり賛成討論らしかったというふうには私は思っていますが、ぜひ今がチャンスです。遡及します。30件しかありませんが、遡及しますので、安心していただきたいということを強く述べて賛成討論といたします。

○議長（近藤和義君） 次に、荒井眞理君の賛成討論を許します。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） みらい佐渡会派、荒井眞理です。議案第99号、一般会計補正予算（第5号）の賛成討論をいたします。

私も、聞いていると、もしかしてこれ反対討論かなと思われるかもしれませんが、賛成討論です。この補正予算の中には、本会議初日に同僚議員から質疑があった企業誘致・スタートアップ支援事業が含まれています。質疑では、この事業は今まで何が不足だったのかということが問われていました。地域振興部長が説明に立ちましたが、その直後に市長がそれを補うようにして説明に立たれました。それを見ていた市民の中には、この事業に何か問題があるのかと感じた人がおられました。そこで、この企業誘致・スタートアップ支援事業を審査した産業建設常任委員会での審査状況をお伝えしつつ、不安を払拭していただくべく、賛成討論をいたします。

この事業の説明は、はっきり申し上げてとても分かりにくいものでした。振り返りますと、本会議場で地域振興部長と市長の両者が説明に立たれたのもうなずけるものがありました。補正予算の内容は約300万円。佐渡へのU、Iターン者と新たな企業を誘致し、また関係人口を拡大するための窓口を両津港にある佐渡ポートラウンジに集約し、強化したいとの目的で、1つはソニーが開発した窓という縦型で等身大の大きさのモニターを購入し、コンサルティングを得るために合計約94万円、そしてその窓というモニターを使って首都圏と佐渡のコミュニケーションをより便利に、より自然にし、親近感を持って関係性と交流を深めることのできる首都圏の拠点として渋谷キューズという施設を利用するための利用料、負担金、それに加えてそれをつなげるこの窓のシステム利用料が今から年度末までの半年で合計約105万円、さらにこの窓を土曜日、日曜日、祝日も稼働させるための半年間の委託料に約91万円、来年度から1年間利用を継続するとなると年間約400万円の予算がかかることも見込まれます。ところが、この説明が分かりにくかったもう一つの理由です。移住交流推進課の説明では、新たな窓の導入や渋谷キューズの施設利用以前に、近年佐渡市で毎年500人以上の移住者受入れ、これ自体は大変うれしいことですが、定着の委託業務が逼迫していることへの対策が残念ながら後手後手であったこと。そのためか移住者の定着率が目標より少し下がりつつあることが気がかりであるということです。今後さらに移住者、また企業誘致を進めるに当たり、整理されていなかったことへの改善が最優先課題であるということが判明しました。これは、窓といった何か便利なコミュニケーションツールを導入して解決する課題とは全く異なる次元のもので、今後の佐渡市への移住、企業誘致、定着を確実にするための体制の立て直しこそが移住交流推進課の業務として集中すべき最優先課題と私は理解しました。そこへ今300万円を投じて首都圏との便利で心地よいコミュニケーションの機械を活用するため、窓を設置されている両津港の佐渡ポートラウンジに正規の職員が新たに2人配置されても、果たして職員が窓を活用し切れるのか、ここに大いに疑問が残ります。それに対して移住交流推進課は職員配置を工夫してやりますと説明をしています。窓を導入し、渋谷キューズとコミュニケーションをスムーズにすることにはまだまだ課題があります。渋谷キューズは会員制で、

窓は限られた人しか利用できません。それでもあちらの利用時間は夜10時まで、対する佐渡側は夕方5時までで営業終了ということです。渋谷キューズの月額11万円の高い利用料の費用対効果が出せるのか、誰も経験したことない未知の世界です。職員の知恵と工夫と努力にかかっています。それも職員からはやる気を感じることができました。移住相談者で窓を利用することができる人はごく限られているので、もちろん従来どおりメールでも何でも受け付けるということです。安心してください。移住、企業誘致の相談窓口が今後どのように改善されるのか、体制の刷新を第一義に掲げ、端緒に就いたばかりでこの予算ですが、佐渡に移住したい、佐渡で仕事をしたい、未永く佐渡で暮らしてみたいと希望する方々を歓迎するために職員はやりがいを持って取り組んでくださることを期待し、この相談窓口強化の予算に賛成いたします。

私の賛成討論を終わります。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

ここで暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

議会運営委員長の報告

○議長（近藤和義君） 議会運営委員長より報告を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） 休憩中、議会運営委員会を開催し、先ほどの議案第99号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）に対する山本健二議員の委員長質疑について協議いたしましたので、御報告いたします。

山本健二議員より申出があり、発言の中で実名を上げた箇所がありましたので、当該部分を削除したい

ということであります。この申出について、議会運営委員会において協議した結果、発言の取消しを認めるものとして決定いたしました。具体的には、この後日程の順序を変更して直ちに当該発言取消しの議決をすることといたしますので、御了承願います。

以上です。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、日程の順序を変更し、発言の取消しの件を先決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

よって、発言取消しの件を先決することに決定いたしました。

発言の取消し

○議長（近藤和義君） 発言取消しの件についてを議題といたします。

山本健二君から本日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した資料のとおり取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りします。この取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

山本健二君からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。（当該箇所320頁の下線部）

○議長（近藤和義君） 日程第1、総務文教常任委員会付託案件の議事に戻ります。

議案第109号 旧真野体育館解体工事請負契約の締結についての委員長質疑に入ります。

山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番（山本健二君） よろしく申し上げます。旧真野体育館の解体、これについてお伺いしたいと思います。

解体して部材などを再利用したり、欲しい方がおったら公売というのはできるかということと、ガラスのようなものだと、今度はここを改修して子供たちの遊ぶところというと、黒板の代わりに書くというのに使ったりできるかなと思っておりますが、その審査はしたかということと、外構工事というのがありますが、その中に避難場所とかの関連とか、それから、あそこは風が強いと私は前から言っておるのですが、その関連なんかが入っておるか。それから、以前はこれを解体した後、真野地区公民館を建てることになっておったと思いますが、その辺の話はあったか、教えていただきたいです。

○議長（近藤和義君） 総務文教常任委員長、山本卓君。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 解体工事に関する件ですが、体育館の利用できる物品等についてはほかの施設で活用するというものでありましたが、ほかの物品については処分するというものであったので、恐らく再利用、また公売はないのではないかとと思われるのですが、特にそういったことに関しての説

明はありませんでした。

また、外構工事の件についてですが、これは現地視察した際に、91台収容の駐車場を整備するというものでありまして、それ以外のことは一切説明はありませんでした。

また、風対策なのですが、小学校のグラウンドというのは風が強い時期には学校長の判断でグラウンド使用は中止するというものでありますので、費用対効果を考えるのであれば、ハード的な部分の風対策は行わないということで聞いております。

真野地区公民館の場所についても現地視察をさせていただきまして、6月定例会の条例改正で真野行政サービスセンターに移っておりますが、先ほどのスポーツハウス同様、当委員会で視察し、十分行政サービスセンターで賄える、十分活用できるという判断をしております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 山本健二君。

○2番（山本健二君） 真野行政サービスセンターのところというと、エレベーターがつくかどうかというのがネックになっておると思います。

それから、風対策、あそこは通学道でもあります。そういうのがありまして、松の木というのがグラウンドのところに植えたやつが育っておるのですが、一方方向に寝ておると思うのですが、そのぐらい風が強いところですよ。それから、体育館の窓というのも風が強いときには下から水が上がるぐらい、今の状態でもそれぐらい風が強いところでございます。だから、風対策というのはやらなければならないと言われておるはずですよ。検討すると言っておったのですが、そういうのが報告がないというのが自分は不思議でたまりません。ないのはどうにもならないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 山本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 先ほど申し上げましたように、風対策については学校長の判断でグラウンド使用を禁止するので、あえて費用対効果を考えて特別な工事をする必要はないという判断でしたが、今後様子を見て必要があればまたそういった風対策の工事がなされるのではないかなと私は思っております。

それから、真野行政サービスセンターのエレベーターの件なのですが、解体の中では審査しておりません。公民館で利用していくためにはエレベーターを設置してもらいたいという要望が出ているということでは聞いておりますが、特段それについての説明はありませんでした。

以上です。

○議長（近藤和義君） 山本健二君、3回目です。

○2番（山本健二君） これ地域の方々もエレベーターがなければ新しいのを建ててもらわなければならないなんていうぐらいのことを言っておるのですが、これは前から執行部はもう知っておるはずですよ。まず、そちらのほうを片づけて、それからこういうのを出すのが筋だと思っておりますが、その辺は審査には全然出ていないでしょうか。

○議長（近藤和義君） 山本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山本 卓君） 先ほど申し上げましたように、エレベーターをつけてもらう、設置をしていただきたいという要望は出ておりますが、そういったことに対しての審査は一切しておりません。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第109号 旧真野体育館解体工事請負契約の締結についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第109号は原案のとおり可決されました。

請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議題となっている請願についての賛成討論を行います。

私立学校、私学の高校等に対する助成を拡充してほしいということでもあります。私学は高いのだから、その負担があって行っているのだから、それはしようがないだろうみたいな、そんな御意見もあるというふうに仄聞をしているところがございますが、あまり詳しく言いませんが、私学も教育基本法第4条、そして教育基本法第8条、そして私学校振興助成法第1条の中でも私学の位置づけが明確に定められております。新潟県内で言うと、約26%が私学です。公立の学校と私立の学校で子供たちの教育を充実しているというのが現在の建前であります。現在令和5年5月1日時点で、佐渡から35人が私学ということで海を渡って行っている方もいらっしゃいます。先ほど委員長の報告にもありましたが、590万円の壁というのがありまして、そこから非常に負担が大きくなっている。子供やお母さん方がこれぜひ皆さんにしゃべっていただきたいということで来た生の声を幾つか御紹介させていただきます。保護者の方です。世の中の値上げの中なのに給料は上がらず、私立への進学、iPad購入まで増え、家庭負担が増になっています。家庭の経済状況によって子供の進路選択が限られてしまったり、進学を諦めたりすることがないようにしてほしいと思います。子供は、やりたいことがあって私立高校に入学したのに、親の金銭面でどうにもならない、申し訳ない。親御さんの声です。公立、私立の授業料の格差により経済的負担が大きくなっている。子供が学ぶ場としての選択肢の拡大になるような制度の充実をお願いしたい。私の家庭は母子家庭で、母が毎日忙しそうに働いています。母は、朝7時に家を出て、夜は6時半に帰ってきます。生活が少し大変なので、支援をお願いしたい。無理して私立に入れてくれた両親に負担をこれ以上かけたくない。スポーツを本気でやりたくて私立高校に入学しました。無理をして私立に入れてくれた両親にこれ以上負担をかけたくありません。父は、昨年定年退職したため、母の負担も大きくなっていますなど、こういった切実な声が上がっているわけがございます。今国も含めて教育の無償化や子供たちが安心して学べる、そして私立も含めて多様性のある学校の中で子供たちが伸び伸び学んでいくことこそ重要だというふうに思います。これ以上言ってもなんですが、ぜひこういった子供たちや御両親の思い、そして子供たちの思

いを少しでも前に前進させるためにもこの請願について採択をしていただくようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより請願第3号 「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

請願第3号を採択することは可決されました。

これより請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

請願第4号を採択することは可決されました。

陳情第9号 佐渡市立図書館ビジョン、新さわた図書館コンセプト案を生かし市民の意見を十分に取り入れたさわた図書館基本構想を求める陳情についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 賛成の討論をいたします。

市民が見ていて非常に分かりにくいのかなと思うので、説明責任を果たす意味で討論に参加をいたしました。3項目ありますが、ほとんどのものがもう既に達成しているということでございます。反対者の中には、達成しているから不採択でもいいだろうとかという声もございますが、前回継続審査にしたのは議会の都合でございました。なので、これはしっかり採択をして市民の後押しをするのが議会の役目だということで賛成の討論といたしたいと思えます。

3項目述べられているものについても教育委員会が対応して、ほとんど、関係者も含めておおむね合意も得ている。まだまだ詰めていかなければならないことはあるが、合意を得ているという中身でございます。教育委員会自体も、採択されるのは別にそう大して困らないというような答弁もあったところがございます。そういう経過の中で、恐らく反対する方の中にはもう既に願意が達成できているから反対という方もいらっしゃるかもしれませんが、私は賛成ということで討論に参加させていただきます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより陳情第9号 佐渡市立図書館ビジョン、新さわた図書館コンセプト案を生かし市民の意見を十分に取り入れたさわた図書館基本構想を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、採択することに賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第9号を採択することは否決されました。

陳情第14号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任についての陳情についての討論に入ります。

荒井眞理君の賛成討論を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） みらい佐渡会派の荒井です。陳情第14号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任についての賛成討論をいたします。

この賛成討論をするのはとても難しいなということを感じているのが正直なところです。丁寧に討論したいと思います。この陳情は、今回で3回目の提出となっています。3回目というのは珍しいことで、私は陳情者の心の大きなエネルギーが使われていることを感じるとともに、早い解決が待たれていると受け止めております。陳情内容は、もともと民間人と民間事業者の間の民民の問題から始まったことに佐渡市が深く関わってしまったことに問題があると理解しています。この陳情に至る経緯を市民の当事者の立場から想像してみましょ。始まりは、個人が自分の土地に大量の不法投棄がされていたのを発見したことです。それは、この皆さんのお手元にある陳情にも写真で訴えられています。この不法投棄されたものを目にしたときの御本人の気持ちを想像してみましょ。これは何だろう、とんでもない事態だと。これ私の土地にもしそういうことがあったら、本当にこれどうしたことだろうと、誰がこんなことしたのだろうと、いつやったのだろうと、もう様々な疑問が湧いてきます。この当事者もこの衝撃から始まったと思います。そういう意味では、陳情者は本当の意味では被害を被った立場だというふうに理解しています。

さて、私が忘れられない女性ジャーナリストの言葉を御紹介します。人が悲しんだり怒ったりしているところに報道すべき真実があると。今回の陳情者は、個人レベルではこの問題解決に相当時間と労力をもって当たったことが分かります。ところが、そこに佐渡市の介入が始まってしまった。ある意味では個人にとって大きな権威ある団体です。それが御本人にとっては度を過ぎていた。佐渡市が何をしたのかということ。議会が陳情者の声を聞く機会をつくることも求められていたと思います。けれども、現在そのような制度は佐渡市議会は持ち合わせていません。今佐渡市議会基本条例案のパブリックコメントを募集しています。そこにもあるように、佐渡市議会のあるべき姿は市民の、陳情者の声を聞くという方針です。そのあるべき姿はまだ制度にはなっていませんが、市民の声を直接聞くというこの真意を今この陳情を前にしても大切にしましょ。

昨年の9月定例会の同僚議員の一般質問でこの問題が取り上げられました。市の担当者が提案したことによると思われる理解困難な書類が紹介されました。それは、この陳情者があたかも危険人物であるかのような対応が加えられた契約書でした。契約書を作成した事業者からは、市の担当者から言われて一言加えたいという発言があると聞いています。陳情者は、今回それらの背景にある話合いの面談記録が存在するということをつかんだと。そのことから議会の力で開示させてほしいと訴えておられます。開示するには、個人の力には限界があるのだということを訴えておられます。

私は、さきの一般質問でこのように質問しました。公務員が受けた相談をぜひシートにしてほしい。ほかの人とも相談しながら解決できるように改めたらどうかと。これに対して総務部長の御答弁は、既に様々なシートがあると、その辺を改良していくような形で考えていきたいと思っていると、このように答弁をしていただきました。これは、本当に真摯な姿勢だと思います。私も今回のこの陳情にある、佐渡市がなぜこのもとと被害者の立場の市民を危険人物扱いをするに至ってしまったのか、あるいはそれは誤解なのか、とても知りたいと思います。

このように事実は深刻だと推測されますが、一方陳情の書き方はあまり上手ではないと思います。実際私は2回目の陳情のときには、ちょっとこれでは乗れないなと思って反対をいたしました。今回も残念ながら議会が、よし、分かった、これに乗るぞというような土俵から少しずれていて、議会の立場としては文字どおり取りにくいという表現になっていることは否めないと思います。けれども、議員の皆さん、市の対応が民衆の事件に介入し過ぎた。これを解決したいという趣旨を軸にしてこの問題を見直しませんか。この陳情の中身について総務部からはこの民衆の問題に介入したということが明らかにされたと聞いております。今後佐渡市からは、民と民の問題には市の責任や義務がない限り介入しないとの発言を期待するものです。そうすれば既に関わった職員の心理的負担も軽くなると思います。その発言から、市自らが佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任を果たすようにと、また市自らが陳情の中身の解決を一刻も早く実現するよう期待し、市の背中を押すために、この文言どおりということではなくてこの陳情の趣旨を酌み、この陳情第14号に賛成しましょう。

○議長（近藤和義君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより陳情第14号 佐渡市職員における公平性を欠く行政、コンプライアンスの欠如と責任についての陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により採択することに賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第14号を採択することは否決されました。

これより議案第95号、議案第97号、議案第99号、議案第109号、請願第3号、請願第4号、陳情第9号、陳情第14号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定しましたので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第100号 令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,142万1,000円を追加するものでございます。主な内容は、国民健康保険税の本算定に伴うもの並びに新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ619万6,000円を追加するものであります。主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金等の増額並びに人事異動等による人件費の減額でございます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 令和5年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億3,551万円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金、介護給付準備基金への積立金の増額並びに新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の減額でございます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 令和5年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,911万8,000円を追加するものでございます。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額並びに新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の減額でございます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,658万8,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額並びに新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の減額でございます。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 令和5年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額から602万1,000円を減額し、資本的収入の予定額に69万6,000円を追加し、資本的支出の予定額に539万3,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県

最低賃金の引上げ及び人事異動等に伴う人件費の減額並びに両津病院の医療機器購入及び新両津病院建設事業継続費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 すこやか両津インフラ独立設備整備（電気設備）工事請負契約の締結について。本案は、すこやか両津インフラ独立設備整備（電気設備）工事請負契約について、8月29日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第12号 社会福祉法全般にわたる正確な解釈を求める陳情。本陳情は、社会福祉法の正確な解釈を求めて、市に相談した市民に対し、次の事項について対応を求めるものでございます。陳情事項。1、法解釈に従い、1万円（がん治療費）を直ちに渡すこと。2、社会福祉士の資格のない者の戸別訪問を禁止すること。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより陳情第12号 社会福祉法全般にわたる正確な解釈を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、採択することに賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立なしであります。

陳情第12号を採択することは否決されました。

これより陳情第12号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第98号 和木漁港 港整備交付金工事請負契約の締結について。本案は、和木漁港港整備交付金工事について、本年8月22日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第106号 令和5年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に1万円を、支出の予定額に2,989万4,000円

をそれぞれ追加するものであります。また、資本的収支では支出の予定額から23万1,000円を減額するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の増減並びに貸倒引当金繰入額を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第107号 令和5年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和5年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に24万円を、支出の予定額に182万9,000円をそれぞれ追加するものであります。また、資本的収支では支出の予定額に317万8,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県最低賃金の引上げ及び人事異動などに伴う人件費の増減並びに貸倒引当金繰入額を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第15号 観光バス優先ではなく、高齢者や身体不自由者も利用しやすい佐渡汽船両津ターミナル路線バスの乗り場の変更を求める陳情。本陳情は、現在の両津港の路線バス乗り場は、高齢者や身体の不自由な方々にとって不便であることから、市民の利便性を優先したバス乗り場に変更することを求めるものであります。審査の結果、その趣旨を採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で常任委員会付託案件は全部終了しました。

日程第2 発議案第6号

○議長（近藤和義君） 日程第2、発議案第6号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本卓君。

〔15番 山本 卓君登壇〕

○15番（山本 卓君）

発議案第6号

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充
を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月27日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者 佐渡市議会議員 山本 卓

賛成者	”	平 田 和太龍
	”	駒 形 信 雄
	”	中 川 直 美
	”	広 瀬 大 海
	”	中 川 健 二

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充
を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度の拡充により、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、当該制度の対象は授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費は保護者の負担が残され、授業料無償となる年収590万円未満の世帯でも年額約14万円から23万円の学費負担となっている。また、年収590万円を超える世帯では当該制度による支援が11万8,800円にとどまり、学費負担が年額約48万円とさらに重くなる。公立高校では入学金5,650円の負担にとどまるため、この世帯では学費の格差が最も広がっている。

私立高校の教育条件の維持・向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められる。教員の長時間勤務が社会問題化する中、その根本には教員不足がある。とりわけ県内私立高校においては公立高校との比較において専任教員が不足している状況である。昨年度の全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約74%に対して私立高校は約60%となっており、専任教員の少なさはこの数字からも明らかである。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要がある。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

よって、国においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充し、年収590万円から910万円未満の世帯の授業料を無償にすること。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講じること。
- 3 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充
を求める意見書

新潟県では高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度の拡充により、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費助成制度を拡充し、年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられた。しかし、新潟県では国の制度拡充以降、学費助成予算は減少傾向にあり制度拡充も行われていない。新潟県の現行制度は、年収270万円未満の世帯に対し入学金や施設設備費等への助成が実施されているが、対象世帯は約8%にとどまっている。そのため、年収270万円未満の世帯では国と県の支援を受けても年額約14万円、授業料無償となる年収590万円未満の世帯でも年額約23万円、さらに年収590万円から910万円未満の世帯では約48万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べると学費の格差がある。

私立高校の教育条件の維持・向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められる。教員の長時間勤務が社会問題化する中、その根本には教員不足がある。とりわけ県内私立高校においては公立高校との比較において専任教員が不足している状況である。昨年度の全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約74%に対して私立高校は約60%となっており、専任教員の少なさはこの数字からも明らかである。

私立高校は、それぞれが「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要がある。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が求められる。

よって、新潟県においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるとともに、専任教員を増やし一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

1 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。

(1) 年収590万円未満の世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため、助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。

(2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満の世帯に対し、新たな助成措置を講じること。

2 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。私立高校生が学費の心配なく、行き届いた教育が受けられるよう、私学助成の増額、拡充を求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第6号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第7号

○議長（近藤和義君） 日程第3、発議案第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本卓君。

〔15番 山本 卓君登壇〕

○15番（山本 卓君）

発議案第7号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月27日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者	佐渡市議会議員	山 本	卓
賛成者	〃	平 田	和太龍
	〃	駒 形	信 雄
	〃	中 川	直 美
	〃	山 田	伸 之
	〃	広 瀬	大 海
	〃	中 川	健 二

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、30人以下学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進められるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 中学校での35人学級を早急を実現すること。また、さらなる学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配数の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。子供たちの豊かな学びや学校現場における働き方改革の実現のため、学級編制標準を引き下げ、加配教員等の増員を求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第7号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

発議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第8号

○議長（近藤和義君） 日程第4、発議案第8号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

室岡啓史君。

〔8番 室岡啓史君登壇〕

○8番（室岡啓史君）

発議案第8号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月27日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	室岡啓史
賛成者	〃	金田淳一
	〃	稲辺茂樹
	〃	中川直美
	〃	山田伸之
	〃	中川健二

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、2002年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過した。

政府認定の拉致被害者12名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々がいまだ多数おられる。

新潟県では、拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんがいまだ帰国を果たしていない。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままとなっている。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父・滋さん、田口八重子さんの兄・飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、被害者自身やその家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれている。

よって、国においては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑み時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組まれるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決の必要性を訴え、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明を実現するため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議案第8号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

発議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近藤和義君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（近藤和義君） これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和5年第4回（9月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げるところでございます。本定例会におきましては、事業者や市民の皆様の生活に直結する国の物価高克服に向けた追加策に伴う経費や自然エネルギーを活用した自治体SDGsモデル事業に要する経費、干ばつに伴う災害対応に要する経費をはじめとした補正予算などにつきまして議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問におきましては、13人の議員の皆様から市政全般にわたり多くの御提言をいただきました。それらを参考にして今後の施策につなげてまいりたいと考えております。

また、特に不適正な事務執行につきましては、既に対策に取り組んでおり、市民から負託を受け、信頼される行政をつくるため再発防止対策に職員と一緒に真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

今年の夏は、連日の報道にありましたように全国的に観測史上最も暑い夏ということから、熱中症による死亡者や線状降水帯の発生による九州や中国地方をはじめ、全国各地で記録的な大雨になり、土砂災害や川の氾濫が相次ぎ、住宅が広範囲に浸水する被害が発生しております。本市におきましても真夏日、気

温30度以上でございますが、40日以上継続し、熱中症による緊急搬送件数が7、8月の同月比で昨年、一昨年の2倍といった状況であり、また農作物などへの被害としましては、渇水による水田のひび割れ、連日の強い日照りによる果樹の日焼けなどの被害が発生している状況でございます。また、世界におきましても異常気象による歴史的な洪水や熱波、竜巻、森林火災など、世界各国において発生している状況でございます。このような自然災害は、気候変動による地球温暖化が原因と言われており、世界規模での温室効果ガスの削減の取組が急務であり、本市も脱炭素先行地域として2030年までの脱炭素化を着実に進めてまいります。

さて、9月3日には佐渡国際トライアスロン大会を、コロナ感染者の予防などの規制を行わない中で通常開催させていただきました。大会当日は、気温30度を超える厳しい条件の中、島内外より御参加のおよそ1,800人の選手の皆様がゴールを目指しました。例年にない気温、湿度ともに高い難しいレースコンディションではありましたが、特に大きなトラブルもなく無事に大会を終えることができましたのは、市民の皆様をはじめ、ボランティアの皆様、大会関係者の皆様、本当に御協力のたまものであり、心より感謝申し上げます。

今後は、安全、安心な大会運営はもとより、この佐渡島の豊かな自然をはじめとした魅力的な資源を活用した大会運営に取り組んでいきたいと考えております。

次に、9月24、25日の両日、中華人民共和国江蘇省塩城市で開催されました2023グローバル沿海フォーラムに出席してまいりました。議会中にもかかわらず、出席について御理解いただきました議長はじめ議員の皆様には感謝申し上げます。本フォーラムは、世界の湿地保全に係る課題や優良事例の共有、持続可能な発展に向けた取組などをテーマにした国際的なフォーラムであり、主催者側からの招待を受けまして、私のほうから生物多様性社会と脱炭素社会の両立に向けた佐渡市の取組について世界に発信させていただいたところでございます。

11月に本市で開催が予定されている第6回生物の多様性を育む農業国際会議をはじめ、今後とも様々な場面において持続可能な島の実現に向けた本市の取組を発信していくとともに、個別の施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

次に、建設中の防災拠点庁舎につきましては、11月6日のオープンに向け、建設工事も最終段階に入っております。市民サービスが円滑にスタートできますよう、電話やインターネット回線などのネットワーク設備などの移設工事を10月下旬から11月初旬に行わせていただきます。この間本庁舎の電話がつながりにくい状態になる可能性があります。事業所や市民の皆様方には御迷惑をおかけすることになりますが、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。いずれにいたしましても、しっかりと行政サービスが円滑にスタートできますよう、職員一丸となって準備を進めてまいります。

結びとなりますが、島内各地では収穫の秋を迎えており、本格的に食の島としてのシーズンに入っております。一方で、この夏の記録的な猛暑による農作物などの影響が心配されるところでございます。この状況をしっかりと把握するとともに、これは全国的なことでもございますので、国や県の動向を注視しながら、支援策も含め、適切な対応に取り組んでまいりたいと考えております。

また、併せて水産物にもこの自然災害、そしてまた外交的な問題による被害が及んでおります。これにつきましてもしっかりと国、県と連携をしながら対策に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

日を追うごとに朝晩の涼しさも感じるようになり、まさに季節が変わろうとしております。市民の皆様、議員の皆様におかれましては、健康に御留意をいただき、ますます御活躍いただけますよう御祈念を申し上げ、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和5年第4回（9月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 藤 和 義

署 名 議 員 後 藤 勇 典

署 名 議 員 室 岡 啓 史